

(案)

令和 3 年〇〇月〇〇日

ときがわ町長 渡 邊 一 美 様

ときがわ町水道審議会
会 長 清 水 隆

水道料金の見直し（改定）について（答申）

令和 2 年 1 1 月 1 0 日付け、とき水第 1 5 6 号で諮問のあった「水道料金
の見直し（改定）について」当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下
記のとおり意見・要望を付し答申します。

記

我が国の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による料金収入の
減少、また管路や施設の老朽化に伴う更新事業費の増大等、多くの課題が顕
在化しており、今後の水道事業経営は、非常に厳しい状況が見込まれている。

ときがわ町水道事業の経営状況も例外ではなく、平成 14 年度に料金改定
を実施し、平成 22 年度からは一般会計より高料金対策補助金 7,000 万円を
受け現行料金を維持しているが、非常に厳しい経営状況にある。

水道事業者には、将来わたり安定した給水を継続する責務があり、水道事
業経営の維持及び老朽化した施設の計画的な更新を行うためには、以下のと
おり水道料金の適正な額への改定はやむを得ないものと判断した。

- 1 料金の算定方法は総括原価方式を採用し、料金の算定期間を令和 4 年度
(2022 年度) から令和 8 年度 (2026 年度) までの 5 年間とした。
- 2 料金の平均改定率は、39.3%とする。これにより算定期間の期末（令和
8 年度）直後に資金不足が生じないように配慮した。
- 3 料金の改定時期は、可能な限り早期が望ましいと考えるが、今後の新型
コロナウイルス感染症の感染状況等によっては再考願いたい。
- 4 料金体系は現行どおり口径別とし、基本料金と従量料金の二部料金制と

(案)

した。基本水量については、現行どおり 2 ヶ月あたり 20 m³までとする案と 10 m³までに変更する 2 案を併記したが、その決定については事業管理者に委ねることとする。

なお、基本水量が確定した際の新料金は、「《別表》水道料金表」を参考にされたい。

(付帯意見等)

- 1 水道事業は独立採算性が原則である。今回の改定案では、料金の値上げは利用者の暮らしに大きな影響を及ぼすことから、高料金対策補助金の計画的な減額は見送り、改定率の高騰を抑制せざるを得なかった。

引き続き一般会計からの繰入れについては、十分な配慮をお願いする。

- 2 水道使用者に改定の必要性や改定内容を十分に周知すること。
- 3 有効な漏水防止対策を実施し、有収率の更なる向上を図ること。
- 4 基本水量については、基本水量 20 m³に満たない利用者が約 3 割と多い現状を考慮して 2 案を提示したが、「基本水量を抑え使用水量に応じて支払うべきである。」、「少量利用者への配慮は理解するが、その収入不足分を他の水道使用者が負担することになる。」、「今回の料金改定後にすぐに改定となることは避けるべきである。」などの意見があったことから、実情を勘案の上、判断していただくよう要望する。

(案)

《別表》水道料金表

(1) 基本水量10m³の場合

(2ヶ月、税抜き)

口 径	基本料金	従量段階料金単価 1 m ³ につき				
		11 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 60 m ³ まで	61 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ から 200 m ³ まで	201 m ³ から
13mm	3, 040円	50円	200円	240円	270円	300円
20mm	4, 660円					
25mm	7, 580円					
30mm	10, 510円					
40mm	23, 050円					
50mm	34, 890円					
75mm	85, 310円					
100mm	141, 590円					
臨時用	—	300円				

(2) 基本水量20m³の場合

(2ヶ月、税抜き)

口 径	基本料金	従量段階料金単価 1 m ³ につき				
		11 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 60 m ³ まで	61 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ から 200 m ³ まで	201 m ³ から
13mm	3,480円	—	200円	240円	260円	290円
20mm	5,060円					
25mm	7,930円					
30mm	10,810円					
40mm	23,110円					
50mm	34,730円					
75mm	84,220円					
100mm	139,460円					
臨時用	—	290円				